

エコクリーンセンター基幹的設備改良工事
及び運転管理業務

要求水準書（案）
運転管理業務編

令和 年 月

浜田地区広域行政組合

目 次

| | |
|-------------------------|----|
| 第1部 総則 | 1 |
| 1. 一般概要 | 2 |
| 2. 事業目的 | 2 |
| 3. 事業名 | 2 |
| 4. 事業期間 | 2 |
| 5. 対象施設 | 3 |
| 第2部 運転管理業務 | 4 |
| 第1章 基本的事項 | 5 |
| 1. 業務方針 | 5 |
| 2. 業務分担 | 5 |
| 3. 安全かつ安定した運転 | 6 |
| 4. 業務の遂行 | 8 |
| 5. リスク分担 | 12 |
| 6. 業務実施体制 | 13 |
| 7. 提出書類 | 14 |
| 8. 業務引継ぎ | 16 |
| 9. その他 | 16 |
| 第2章 業務内容 | 17 |
| 1. 処理対象物の受入れ業務 | 17 |
| 2. 施設運転管理業務 | 19 |
| 3. 環境管理業務 | 20 |
| 4. 資材調達・在庫管理業務及び搬出物保管業務 | 22 |
| 5. 施設整備管理業務 | 23 |
| 6. 情報管理業務 | 24 |
| 7. その他付帯業務 | 25 |

第 1 部 総則

1. 一般概要

本仕様書は、浜田地区広域行政組合（以下「本組合」という。）が発注する「エコクリーンセンター基幹的設備改良工事及び運転管理業務」（以下「本事業」という。）に適用する。

本仕様書は、本事業の基本的な内容を定めるものであり、本事業の目的達成のために必要な事項については、本仕様書に明記されていない事項であっても基幹的設備改良工事請負事業者（以下「工事請負事業者」という。）及び運転管理業務の事業者（以下「運転管理事業者」という。）の責任において完備及び遂行する。

2. 事業目的

浜田地区広域行政組合エコクリーンセンター（以下「本施設」という。）は、これまでに適切な維持管理に努めてきたが、竣工から14年が経過し、老朽化が進行している。

したがって、本事業では、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築事業）を活用して基幹的設備改良工事を実施する。また、今後も長期に渡って適切に維持管理を行うため、併せて15年間の運転管理業務を包括委託する。

3. 事業名

エコクリーンセンター基幹的設備改良工事及び運転管理業務

4. 事業期間

本事業の事業期間は、令和5年4月1日から令和20年3月31日までの15年間とする。なお、契約締結日から事業着手までの期間は、業務引継ぎ期間とする（業務引継ぎ期間中に生じる運転管理費の支払いは行わない）。

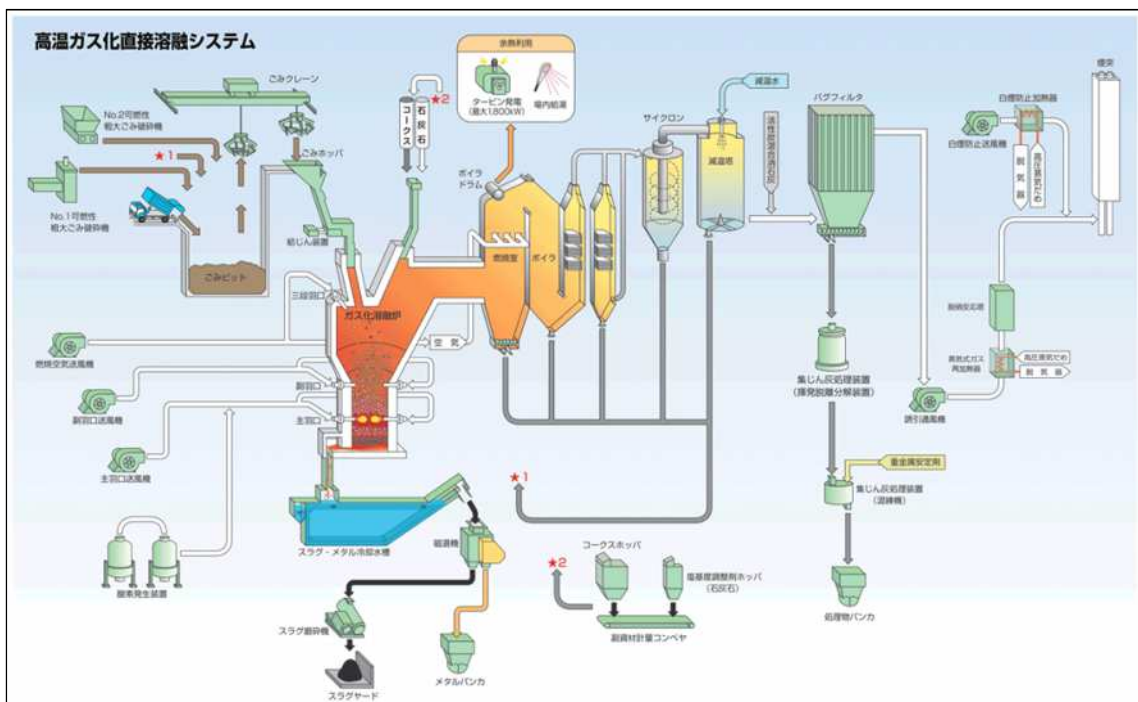
令和5年4月1日から令和8年3月31日までは、基幹的設備改良工事と運転管理業務を並行して実施することになるため、工事請負事業者と運転管理事業者は、相互に連絡調整し、本事業に影響がないように注意する。

| | |
|-----------|------------------------|
| 契約締結予定 | 令和4年12月 |
| 業務引継ぎ期間 | 契約締結日から令和5年3月31日まで |
| 事業期間 | 契約締結日から令和20年3月31日まで |
| 基幹的設備改良工事 | 契約締結日から令和8年3月31日まで |
| 運転管理業務 | 令和5年4月1日から令和20年3月31日まで |

5. 対象施設

本事業の対象施設は、以下のとおりとする。

| | |
|------|-----------------------------------|
| 施設名称 | エコクリーンセンター |
| 所在地 | 島根県江津市波子町口 321 番 1 |
| 処理能力 | 98t/日 (49t/24h×2 炉) |
| 処理方式 | シャフト式ガス化溶融炉方式 |
| 建設年度 | 着工：平成 16 年 6 月 竣工：平成 18 年 11 月 |
| 設計施工 | JFE エンジニアリング株式会社 |



本施設の概要

第 2 部 運轉管理業務

第1章 基本的事項

1. 業務方針

運転管理業務は、本仕様書に基づいて実施する。

2. 業務分担

運転管理業務は、本組合と運転管理事業者で以下のとおり分担する。(詳細は参考資料)

2-1. 受注者の業務範囲

- (1) ごみの計量及び料金徴収業務
- (2) 資材調達・在庫管理業務
- (3) 処理対象物の受入れ業務、積み降ろし補助
- (4) 施設運転管理業務
- (5) 環境管理業務 (法律で定める環境計測を除く。)
- (6) 施設整備業務 (プラント 保守、補修、更新)
- (7) 施設整備業務 (建築設備 保守、補修、更新、法定点検)
- (8) 情報管理業務
- (9) 管理棟、プラント建屋内の清掃並びに施設内の整理整頓及び清潔の保持
- (10) 施設見学者への対応協力業務
- (11) その他運転管理業務を実施する上で必要な業務
- (12) スラッグのサンプリング、ロット管理及びポップアウト試験
- (13) 植栽管理業務

2-2. 本組合の業務範囲

- (1) 処理対象物の提供
- (2) 搬出物管理業務 (副生成物の有効利用又は最終処分、処理不適物の処分)
- (3) 業務の実施状況の監視
- (4) 住民、関係官庁対応等の対外業務
- (5) 行政視察者・施設見学者への対応
- (6) 環境管理業務
- (7) 施設整備業務 (建築物本体、建築設備 (法定点検対象機器を除く。))
- (8) 警備業務
- (9) 管理棟、プラント建屋内の清掃並びに施設内の整理整頓及び清潔の保持

3. 安全かつ安定した運転

3-1. 基本事項

- (1) 労働安全衛生法等関係法令に基づき、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進する。
- (2) 施設の安全衛生を確保するため、本施設の特性に即した安全衛生管理体制を整備・運営し、本組合へ報告する。
- (3) 労働災害発生の未然防止に努める。
- (4) 設備の故障が発生した場合は、緊急連絡体制に基づき、本組合へ速やかに連絡し、かつ、必要な措置を行う。
- (5) 安全機材の確保と補充、採光、照明、色彩調節、温度・湿度、換気、空調、騒音・振動対策等を十分考慮し、また、場内の整理整頓及び清潔の保持に努め、施設の作業環境を常に良好に保つ。
- (6) 「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱（平成 13 年 4 月 25 日基発第 401 号の 2）」に基づき、運転、点検、整備等の作業の際における作業者のダイオキシン類のばく露防止措置を行う。

3-2. 安全作業

- (1) 標準的な安全作業の手順を定め、その励行に努めて、作業行動の安全を図る。なお、労働災害の発生がないように、適切な管理を行う。
- (2) 日常一般的な作業に類しない作業は、事前に作業手順等を定めて行う。また、各作業は、作業責任者が作成する作業計画書に基づいて行う。なお、作業責任者を置かなければならない作業は、あらかじめ作業手順を含め、運転管理マニュアル等の定めを遵守する。
- (3) 作業を行う場合は、適切な保護具を使用する。保護具は各々の作業に適したものを使用し、常に十分な維持管理を実施するとともに、必要に応じて更新、修理等を行う。
- (4) 万が一、作業中に事故が発生した場合は、必要な救急措置を行って、事故を最小限に留めるとともに、緊急連絡体制に基づき、本組合へ速やかに連絡を取る。

3-3. 安全教育

- (1) 労働安全衛生に関する知識、経験、技能等を向上させる実技を主体とした安全教育を定期的に行う。
- (2) 安全作業の確保に必要な訓練を定期的に行う。
- (3) 新規採用者についても、採用の都度必要な教育を行う。

3-4. 業務の質の維持・向上

- (1) 従事者には、常に清潔に保つよう配慮する。
- (2) 新規採用者に知識、技能等に関する教育を十分に実施するとともに、既従事者においても知識、技能の維持及び向上のため、定期的な研修、講習を実施するなどして、職場の技術レベルを維持するよう努める。
- (3) 設備改善・改良により作業効率面、安全面で効果が見込まれる箇所がある場合は、施設の改善について本組合に申し入れる。

4. 業務の遂行

4-1. 関係法令の遵守

運転管理事業者は、運転管理業務の実施に当たって、以下の関係法令、関連規制等を遵守する。

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 悪臭防止法
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 消防法
- ・ 建築基準法
- ・ 労働基準法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 労働者災害補償保険法
- ・ 電気事業法
- ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律
- ・ 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法
- ・ 島根県関係条例
- ・ 浜田市関係条例
- ・ 江津市関係条例
- ・ 浜田地区広域行政組合関係条例
- ・ その他関係ある法令、規則、基準書等

4-2. 性能保証事項の遵守

運転管理事業者は、運転管理業務の実施に当たって、以下に示す処理能力及び環境性能、運転管理値を遵守する。

性能要件 1

| 大項目 | 必須性能 ① | 必須性能 ② |
|------|--|---|
| 処理能力 | ①指定された範囲のごみ質において、発注仕様書に規定される設計諸条件を満足して安定的に処理できる能力を有するものとする。 ②1日24時間連続運転が可能であるものとする。 | ①本件施設の年間停止日数を除いて27,440t/年を処理できる能力を有するものとする。 |
| 環境 | 前項各号に示される運転条件下において、「基幹的設備改良工事編 第1章2-8. 公害防止条件」に規定される公害防止条件を全て満足できる能力を有するものとする。 | 厚生労働省（平成13年4月25日）「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」を遵守する。 |
| その他 | ①上記の各号に定めるもののほか、「基幹的設備改良工事編 第1章6. 性能保証」に示される保証事項を達成する能力を有するものとする。 | |

性能要件 2

| 番号 | 運転管理項目 | 運転管理値 |
|----|--------|--|
| 1 | ごみ処理能力 | 工事前直近1年間と同等以上のごみ処理能力とする。 |
| 2 | 排ガス | ばいじん 0.01g/m ³ N以下 乾きガス酸素濃度12%換算値とする。 |
| | | 硫黄酸化物 塩化水素 窒素酸化物 20ppm以下 70mg/m ³ N以下(43ppm) 50ppm以下 乾きガス酸素濃度12%換算値とする。 |
| | | 一酸化炭素 ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン（平成9年1月）による。 |
| | | 水銀 0.05mg/m ³ N以下 乾きガス酸素濃度12%換算値とする。 |
| | | ダイオキシン類 0.01ng-TEQ/m ³ N以下(毒性等価係数はダイオキシン類対策特別措置法による。) 乾きガス酸素濃度12%換算値とする。 |

| 番号 | 運転管理項目 | | 運転管理値 |
|----|----------------------|--|--|
| 3 | 固化飛灰・スラグ | スラグ:平 3.8.23 環告 46号による。 固化飛灰:昭 48.2.17 環告 13号による。 | 「基幹的設備改良工事編 第1章2-7. スラグ、固化飛灰の条件」を適用する。 |
| | | ダイオキシン類 | 3ng-TEQ/g 以下 (毒性等価係数はダイオキシン類対策特別措置法による。) |
| | | 熱しゃく減量 | 3%以下 ただし、ごみの組成が標準として提示したものとかなり相違する場合は協議とする。 |
| | | 減容率 | 0.41~0.77% |
| 4 | ごみ 1t あたりのダイオキシン総排出量 | | 上限: 5 μ g-TEQ/ごみ t 目標: 2 μ g-TEQ/ごみ t |
| 5 | 騒音 | | 「基幹的設備改良工事編 第1章2-8. 3) 騒音基準 (敷地境界基準)」による。 |
| 6 | 振動 | | 「基幹的設備改良工事編 第1章2-8. 4) 振動基準 (敷地境界基準)」による。 |
| 7 | 悪臭 | | 「基幹的設備改良工事編 第1章2-8. 5) 悪臭 (敷地境界基準)」による。 |
| 8 | 炉内ガス滞留時間 | | 2 秒以上 |
| 9 | 燃焼ガス温度 | 燃焼室出口温度 | 指定ごみ質の範囲内において、850°C以上とする。 |
| | | ろ過式集じん器入口温度 | 150~180°C |
| | | 脱硝装置入口温度 | 175°C以上 |
| 10 | 作業環境 | | 作業環境中ダイオキシン類濃度 (第1管理区域) 2.5pg-TEQ/m ³ N 未満 |
| 11 | その他 | | — |

4-3. 業務の遂行確認

- (1) 運転管理が環境面で要求性能を発揮しているか否かの判断として、監視強化レベルと停止レベルを設定する。
- (2) 監視強化レベルとは、その基準値を上回ると、計測の頻度を増加させる等の監視強化を行うとする基準値である。一方、停止レベルとは、その基準値を上回ると、施設を停止させなくてはならない基準値である。これらの措置は、1系列ごとに判断し適用するものとする。
ただし、水銀は、停止レベルの基準値を上回っても施設を停止せずに、大気汚染防止法に基づく再分析を行い、なお超過している場合には県に報告して原因究明し、必要な抑制対策を行う。
- (3) 対象となる測定項目は、ばいじん、硫黄酸化物、塩化水素、一酸化炭素、窒素酸化物、水銀、ダイオキシン類とする。
- (4) 再計測や原因究明、是正計画書の作成及び是正措置に係る費用は、運転管理事業者の責の場合、運転管理事業者の負担とする。なお、責任の所在が不明な場合は、本組合と運転管理事業者にて協議する。

監視強化レベルと停止レベル

| 測定項目 | 監視強化レベル | 停止レベル |
|-----------------------------------|------------|-------------|
| | 基準値 | 基準値 |
| 窒素酸化物 (ppm) | 50 | 250 |
| ばいじん (g/m ³ N) | 0.01 | 0.04 |
| 硫黄酸化物 (ppm) | 20 | 2,600 |
| 塩化水素 (mg/m ³ N) | 70 | 700 |
| 一酸化炭素 (ppm) | 30 (4時間平均) | 100 (1時間平均) |
| 水銀 (mg/m ³ N) | 0.05 | 0.05 |
| ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ N) | 0.01 | 1 |

※O₂=12%換算値：煙突出口において遵守すべき基準値

5. リスク分担

運転管理に当たってのリスク分担は、以下のとおりとする。

運転管理業務のリスク分担

| リスクの種類 | リスク内容 | 所掌範囲 | | 備考 | |
|--------|---|---|---------|-----------------------|---|
| | | 組合 | 運転管理事業者 | | |
| 共通 | 入札図書リスク | 入札説明書、要求水準等の誤記、提示漏れにより、組合の要望事項が達成されない等 | ○ | | |
| | 制度・法令変更リスク | 関係法令、許認可、税制、料金制度の変更等に係るリスク | ○ | | |
| | 政治リスク | 首長交代、政策方針の転換、議会承認、財政破綻等による支援・債務不履行、許認可の取得、遅延等に係る操業中止・コスト増大リスク | ○ | | |
| | 物価変動 | インフレ/デフレに伴う一般廃棄物処理に係る費用増大リスク(±3.0%を超える場合) | ○ | | |
| | 住民合意リスク | 住民反対に伴う仕様アップ・管理強化による操業停止、コスト増大リスク | ○ | | |
| | | 運営維持管理に起因する周辺住民運動又は訴訟に係るリスク | ○ | | |
| | デフォルトリスク | 工事請負事業者・運転管理事業者の債務不履行等による本事業破綻、契約破棄のリスク | | ○ | |
| | 不可抗力 | 天災・暴動・疫病等の組合及び民間のいずれの責にも帰すことのできない事由による設計変更・延期・中止等に係るリスク | ○ | | |
| 廃棄物リスク | 廃棄物関係の法令変更、公称能力を上回る供給量変動、計画ごみ質の範囲外のごみ処理に係るリスク | ○ | | | |
| 運転管理 | 供給リスク | 計画ごみ量が確保されないリスク | ○ | 施設立上げ下げ回数の増加による処理単価の増 | |
| | 運営コストリスク | 整備機器の運営基準・維持管理基準未達によるコスト増大・運転停止リスク | | ○ | |
| | | 処理廃棄物の質的基準未達によるコスト増大、運転停止リスク(ごみ量不足による運転停止も含まれる) | ○ | | ごみ質の変動による処理単価の増組合は、分別収集について市民の啓発に努めなければならない。 |
| | | 搬入されるごみ等に処理不適物が混入していた場合のコスト増大(運転管理事業者の善良なる管理者の注意義務をもって排除できない場合) | ○ | | |
| | | 受入廃棄物の内容チェック不備によるコスト増大、運転停止リスク | | ○ | 運転管理事業者は、受入物について、不適物をチェックし除去する最大限の努力をしなければならない。 |
| | 運営不備によるコスト増大、運転停止リスク | | ○ | | |

6. 業務実施体制

6-1. 総括責任者

- (1) 運転管理事業者は、総括責任者を定め、氏名、経歴その他の必要事項を書面にて発注者に通知しなければならない。
- (2) 総括責任者は本施設に精通し、業務の総括者としての十分な知識、経験を有し、関係法令等を遵守し、受注者の従業員の指揮、監督を行うとともに、技術の向上及び事故等の防止に努めなければならない。
- (3) 総括責任者は、ごみ焼却施設における管理監督者の経験を有する者である。

6-2. 有資格者の配置

受注者は、業務を実施するために必要な有資格者及びその他の人員を確保する。なお、兼任でも可とする。

必要な資格リスト

- ・ 技術管理者
- ・ ボイラ取扱作業主任者
- ・ ボイラ技士
- ・ 第1種圧力容器取扱作業主任者
- ・ ボイラ、タービン主任技術者
- ・ 電気主任技術者
- ・ クレーン運転士
- ・ 安全管理者（常時50人以上の労働者を使用する場合）
- ・ 衛生管理者（常時50人以上の労働者を使用する場合）
- ・ 防火管理者（常時50人以上の労働者を使用する場合）
- ・ 産業医（常時50人以上の労働者を使用する場合）
- ・ 危険物取扱者
- ・ 特定化学物質取扱主任者
- ・ 高圧ガス作業主任者
- ・ 安全運転管理者（自動車5台以上を使用する場合）
- ・ 副安全運転管理者（自動車20台以上を使用する場合）

6-3. 緊急事態発生時等の対応

- (1) 運転管理事業者は、予め自然災害、事故等の緊急事態発生に備えたBCPを策定する。
- (2) なお、BCPは、自然災害、事故等だけでなく、新型コロナウイルス感染拡大に伴う非常事態宣言時のように作業員の配置が制限される等、特殊な状況下での運転継続も考慮したものとし、その内容は、本組合との協議により設定する。

7. 提出書類

7-1. 契約図書

運転管理事業者は、本事業の契約後、運営開始までに以下の資料を提出する。

- (1) 総括責任者届
- (2) 業務従事者名簿
- (3) 資格取得者名簿
- (4) 資格証明書の写し
- (5) 業務実施体制表
- (6) 緊急時連絡体制表
- (7) 年間業務計画書の様式
- (8) 月間業務報告書の様式

7-2. 年間業務計画書

運転管理事業者は、本組合が指定する前年度の期日までに、次年度の年間業務計画書を提出する。年間業務計画書には、本組合が指示する年間計画処理量に基づき、以下の内容を記載する。

- (1) 年間稼働計画（処理量見込み、炉ごとの運転計画 等）
- (2) 維持管理計画（保守点検・定期整備のスケジュール 等）
- (3) 用役使用量（処理量を踏まえた用役使用量見込み）
- (4) 副生成物量、最終残さ量（処理量を踏まえた副生成物量、最終残さ量見込み）
- (5) 環境管理計画
- (6) 教育訓練計画

7-3. 月間業務報告書

運転管理事業者は、以下の事項に関する月間業務報告書を毎月作成し、翌月の10日までに本組合に報告する。

- (1) 処理対象物の受入れ量及び処理量
- (2) 処理工程ごとの各種計測データ（燃焼室出口温度、排ガス量、排ガス温度等、データログにて記録しているデータ）
- (3) 用役使用量
- (4) 副生成物量、最終残さ量
- (5) 環境保全の管理報告
- (6) 保守点検の結果
- (7) 定期整備の実施報告
- (8) 是正計画書、是正報告書（必要な場合）
- (9) 運転管理に関する日報、月報
- (10) その他付帯業務の実施報告

8. 業務引継ぎ

- (1) 本事業の運転管理業務を行うに当たり、結日から令和5年3月31日までを業務引継ぎ期間として、本組合職員及び前運転管理事業者から引継ぎ等を完了させ、運転管理業務に支障が無いように準備する。
- (2) 本事業の運転管理事業者は、本組合と次期運転管理事業者の協議の上、引継ぎ書を作成し、本事業期間終了時に次期運転管理事業者へ引き渡す。なお、次期運転管理事業者が、本事業の運転管理事業者と同一であれば、引継ぎ書の作成は不要とする。
- (3) 引継ぎ事項は、以下のとおりとする。
 - ・ 施設全体の運転方法
 - ・ 各機器の運転方法
 - ・ 各機器の調整方法

9. その他

9-1. 損害保険の加入

本組合が所有するプラント機器、建物、車両・重機等に関わる損害保険は、本組合所掌とする。ただし、運転管理事業者は、業務に関わる第三者賠償保険と同等の保障に加入する。

9-2. 見学者への対応協力

本組合が施設見学を実施する際には、業務に支障のない範囲でこれに協力する。また、施設見学者が安全にかつ快適に見学できるように十分配慮する。

9-3. 関係官庁対応の協力

本組合が関係官庁等との対応に当たり、運転管理事業者は、求められた運転管理データ等の情報を提出する等、協力する。

第2章 業務内容

1. 処理対象物の受入れ業務

1-1. 処理対象物の受入れ日及び受入れ時間

- (1) 処理対象物の受入れは、原則として年末年始（12月31日～翌年の1月3日）及び祝日を除く月曜日～金曜日の9:00～16:30とする。
- (2) ただし、本組合の方針変更により、受入れ日、受入れ時間等の変更があった場合は別途協議する。
- (3) 運転管理事業者は、夏季、年末年始、年度末等の季節変動等を考慮した柔軟な受入れ態勢の確保に努める。
- (4) 新型コロナウイルスに感染した、又は、その疑いのある人が排出したごみも含まれる可能性があるため、新型コロナウイルス感染症対策を徹底して業務を行う。

1-2. 搬入出車両に対する安全管理

- (1) 搬入出車両が構内道路を安全に走行できるように適切に誘導し、事故がないようにする。
- (2) プラットホームにおいては、車両が交差しないよう留意してごみピット、ダンピングボックス、出口等へ誘導する。また、車両及び人がダンピングボックスやごみピットへ転落しないよう十分に注意を喚起しながら作業を行う。

1-3. 処理対象物の性状の確認

- (1) 本組合は、構成市と協議し搬入する一般収集可燃ごみ中に処理不適物が混入しないようできる限り努力するものとするが、運転管理事業者が処理不適物を発見した場合には、本組合に報告するとともに、本組合の指示を受け、これを排除する。
- (2) 運転管理事業者がダンピングボックスで処理不適物を見つけた場合にも、本組合に報告するとともに、これを排除する。
- (3) 持込み可燃ごみを搬入車両からダンピングボックスへ人力により荷下ろしする場合には、運転管理事業者は安全を喚起しながら作業に立会い、処理不適物の有無を確認する。
- (4) 処理不適物は、本件施設に搬入される一般廃棄物のうち、以下のものとする。
 - ・ 浜田市発行「ごみ分別早見表」に記載の「燃やせるごみ(燃やせる粗大ごみを含む。)」以外のごみをいう。
 - ・ 江津市発行「家庭ごみの分け方・出し方」に記載の「可燃ごみ」以外のごみをいう。
- (5) ごみ分別に改定が予定される場合は、その旨を本組合から運転管理事業者へ通知し、対応について協議するものとし、協議が整った場合は当該改訂内容に基づき上記の処理不適物を改訂する。

1-4. 例外的な処理対象物の取扱い

鳥インフルエンザ、鯉ヘルペス等の発生により、本組合管理者が特別に認めた場合は運転管理事業者と協議の上、作業者の安全が守られる範囲でこれを処理する。

なお、この業務における運転管理事業者が実施した搬入作業及び焼却に係る経費については協議の上、本組合より支払う。

2. 施設運転管理業務

2-1. 年間稼働計画の立案

運転管理事業者は、本組合から提示される当該年度の年間処理計画量をもとに、年間の定期点検、補修等の維持管理計画を考慮して、年間稼働計画を本組合に提出する。

2-2. 処理対象物の処理

- (1) 処理量を記録し、報告書を作成する。
- (2) 処理対象物を適正に処理する。
- (3) 常に安全に留意しながら安定した処理を行い、事故がないようにする。
- (4) 有害物、危険物等について、安全な保管を行い、事故がないようにする。

2-3. 搬出物管理業務

- (1) スラグ・メタルの引取り有効利用は、本組合所掌とする。ただし、場内ヤードへの貯留作業・施設外搬出時のトラックへの積み込みは、運転管理事業者にて行う。
- (2) スラグを埋立処分場へ搬出する際は、運転管理事業者にて行う。
- (3) 飛灰の搬出、処分に関しては、本組合所掌とする。ただし、搬出に関しては、本施設から浜田市所管の埋立処分場への運搬業務について、本組合から運転管理事業者に委託する。運搬には、本組合所有の搬送車を使用する。

2-4. 緊急時の対応

- (1) 地震、風水害、その他の災害時においては、人身の安全を最優先させる。
- (2) 機器の重度故障時や停電等の非常時においては、周辺環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるとともに、必要に応じて施設を安全に停止させる。
- (3) 非常時においては、運転管理マニュアル等に基づき、適切な対応を行う。
- (4) 非常時を想定した対策訓練を定期的に行い、本組合に報告する。
- (5) 緊急防災を想定した対策訓練を定期的に行い、本組合に報告する。
- (6) 施設に損害が及んだ場合、安定的な処理の継続を実施するため、調査を行い、復旧策を検討する。

2-5. 処理性能・環境性能の改善

- (1) 運転管理事業者は、施設の処理能力及び環境性能を確保すべく、必要に応じて以下の改善に努めなければならない。
- (2) 処理能力を安定的に達成するために、日常的に能力が発揮できているかを把握し、故障改善・不具合是正に関する提案を行う。
- (3) 環境性能不適合が発生した場合、本組合に報告するとともに原因調査を行い、その結果をもとに本組合及び工事請負事業者と協議し、対策を講じるように努める。

3. 環境管理業務

3-1. 本組合が行う業務

- (1) 本組合は、法律に定められた以下の分析を実施する。
- (2) 本組合が必要と判断した場合は、本組合の負担により詳細な計測を実施する。
- (3) 再資源化を行う溶融固化物は、安全性の確認を本組合が実施するとともに、再利用者との契約により取り決める物性等の確認に要する費用も本組合の負担とする。
- (4) 運転管理事業者は、本組合が実施するサンプル採取等の作業に協力する。

分析項目

| 区分 | 計測地点 | 項目 | 頻度 | |
|--------|-------|-------------------|------------------------------------|--------|
| ごみ処理 | ごみ質 | 受入れ供給設備 | 種類組成、三成分、低位発熱量、 単位容積重量 | 4回/年 |
| | 受入れ量 | 受入れ供給設備 | 受入れ量（日量） | 毎日 |
| | 処理量 | | 日処理量（可燃ごみ） | 毎日 |
| | 温度 | 燃焼設備 | 燃焼室出口 | 毎日 |
| | | 排ガス処理設備 | 集塵機入口 | 毎日 |
| 副生成物 | スラグ | 本件施設内 | 搬出量 | 搬出時 |
| | メタル | 本件施設内 | 搬出量 | 搬出時 |
| | 飛灰 | 本件施設内 | 搬出量 | 搬出時 |
| 環境 | 排ガス | 煙突出口 | ダイオキシン類 | 1回/年/炉 |
| | | | ばいじん、一酸化炭素、硫黄酸化物、 塩化水素、窒素酸化物、水銀 | 2回/年/炉 |
| | スラグ | ダイオキシン類 | 1回/年 | |
| | メタル | | | |
| | 飛灰 | | | |
| | スラグ品質 | JISA5031、JISA5032 | 随時 | |
| 周辺環境測定 | | | 随時 | |
| 作業環境測定 | | | 2回/年 | |

3-2. 運転管理事業者が行う業務

- (1) 運転管理事業者が環境管理業務を行う範囲は、運転管理業務の所掌範囲とする。
- (2) 騒音・振動、悪臭及び排水の工場棟外への漏洩がないように日常的にパトロール等を実施する。
- (3) 環境管理及び運転管理のために設置された連続測定装置により、異常なく運転できていることを確認する。異常等があれば、速やかに本組合に報告を行い、調査を実施する。
- (4) 計測管理した運転データを記録し、報告する。
- (5) スラグのサンプリング及びロット管理をする。
- (6) コンクリート用スラグについては、ポップアウト試験を行う。

3-3. その他

運転管理業務を実施する上で本施設の運転状況をより効率的に把握することが可能な計測管理項目等について運転管理事業者及び本組合が合意した場合には、予定している計測管理項目及び計測頻度を適宜、変更できるものとする。

4. 資材調達・在庫管理業務及び搬出物保管業務

- (1) 副資材、薬品、油脂類及び予備品・消耗品の在庫管理を適切に行い、本施設の運転に支障のないように調達を行う。
- (2) 副生成物（スラグ、メタル）処理不適物の貯留量の管理を行い、搬出の要請を本組合へ遅滞なく連絡する。
- (3) 副生成物等を取扱う重機は、ホイールローダ 1 台、フォークリフト 1 台を本組合より運転管理事業者へ貸与する。

5. 施設整備管理業務

5-1. プラント関係の施設整備管理

運転管理事業者は、性能保証事項を遵守しながら安全かつ安定した運転を維持するため、長寿命化総合計画の整備スケジュールに基づき、必要な保守管理、補修、清掃を行う。

- (1) 毎年、当該年度の点検・補修計画を立案するとともに、実施前には補修実施計画書を提出し、本組合の承諾を得る。
- (2) 運転管理事業者が行う維持管理業務は、法定点検、一般定期点検、整備工事、補修工事、予備品・消耗品納入及び日常点検である。また、副生成物のハンドリング等に使用するホイールローダ等の維持補修費についても運転管理事業者の所掌とする。
- (3) 保守管理、補修等により発生した小部品、部材等は、放置、野積み等をするのではないよう建屋内で適切に管理し、廃材は、速やかに撤去する。
- (4) 場内諸設備は、ほこり・異物等が堆積、散乱しないように、定期的に清掃、整理整頓を行い、作業安全、機器等の状態維持に努める。
- (5) 機械設備の日常的な点検・小修理及び定期点検整備、補修の履歴等の維持管理実績を記録し、本組合に報告する。
- (6) 法定点検の受験主体は本組合とする。

5-2. 建築関係の施設整備管理

建築設備のうち法定点検の対象となる設備（昇降機、給水装置、浄化槽、消防関連機器等）の法定点検は、運転管理業務の範囲に含むものとする。運転管理事業者は、法で定められた頻度に従い、定期的に点検整備を実施する。

- (1) 法で定められた頻度に従い、定期的に点検整備を実施する。
- (2) 具体的な実施時期については、本組合との協議により決定するものとする。
- (3) 保守管理、修繕等により発生した小部品、部材等は、放置、野積み等をするのではないよう建屋内で適切に管理し、廃材は、速やかに撤去する。
- (4) 法定点検の実施実績を記録し、本組合に報告する。
- (5) 法定点検の受験主体は本組合とする。
- (6) 建築設備の維持管理を行う。また、雨漏りが生じた場合など、必要に応じて、屋根や壁の補修を行う。

6. 情報管理業務

運転管理事業者は、本施設の運転維持管理業務において、下記の情報を管理する。

6-1. 運転操作管理記録の報告・保管

ごみ処理量、搬出物搬出量、副資材搬入量、運転データ、用役データ等を記載した運転日誌、日報、月報及び年報を作成し、本組合に報告する。また、適切に保管する。

6-2. 点検・検査報告、保管

実施した点検、検査、補修等の報告書等を適切に保管し、保守管理の整備記録を適切に整理・保管する。

6-3. 環境保全記録の保管

運転管理事業者が保有する環境性能に関わるデータ、本組合が実施する環境分析データを取りまとめ、適切に管理する。

6-4. 施設情報の管理

各種マニュアル、図面・取扱説明書等の図書、施設整備台帳等の情報を、事業期間にわたり適切に管理する。

また、各種マニュアル、図面・取扱説明書等に改修及び改善により変更が生じた場合は、速やかに本組合へ提出するとともに適切に保管する。

7. その他付帯業務

7-1. 警備業務

- (1) 本施設は管理部、工場部の合築であるが、原則として本組合所掌とする。
- (2) 運転管理事業者は、運転管理業務に関係する諸室及び工場部エリアにおいて、施錠管理、入退場管理、安全・防災管理等を注意もって実施する。
- (3) 災害等の緊急時には適切で迅速な初期対応をとるようにする。
- (4) 不審者の侵入や不審物の発見時には、速やかに本組合に連絡する。

7-2. 施設用地内の清掃

日常清掃及び定期的な清掃を実施して、常に清潔な状態に保つようにする。

屋外においても、運転管理事業者の業務に関係するヤード、駐車場等の清掃については、運転管理事業者の責任により清掃を実施するものとするが、具体的な範囲については本組合との協議により定める。

7-3. 備品・什器

- (1) 運転管理業務を行う事務スペースは本組合が貸与する。
- (2) 運転管理業務を実施する上で必要とする備品・什器は、運転管理事業者が用意する。

